

別 紙

導入促進基本計画

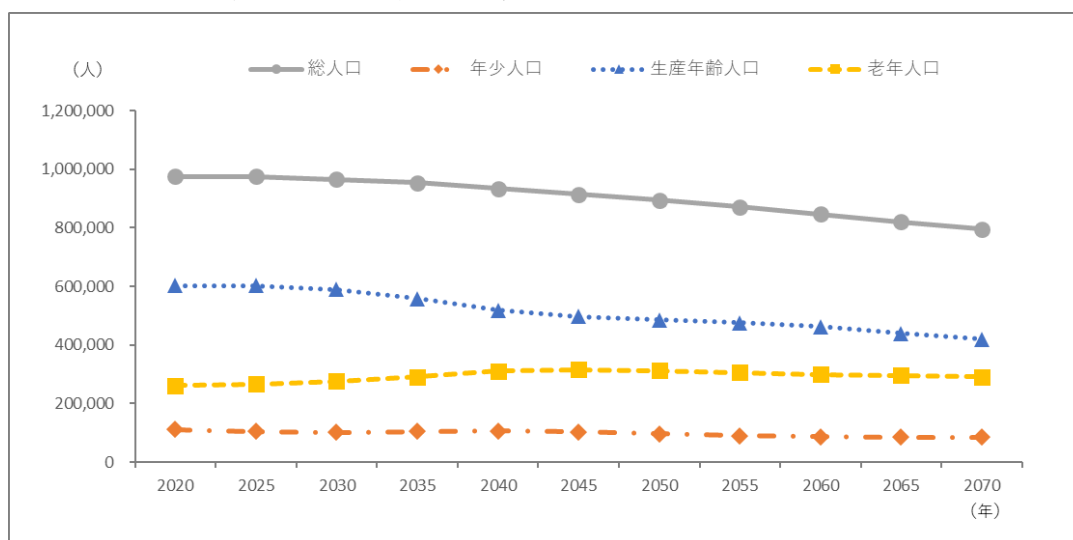
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 地域の人口構造

本市の総人口は、約98万4千人（2025年2月1日現在）であり、2020年代前半にピークを迎え、2050年には、約89万5千人まで減少する見通し。労働力の中核をなす生産年齢人口（15～64歳）は、2020年の約60万2千人から2050年には、約48万5千人にまで減少する見込みである。

◆総人口と3区分人口の推移（千葉市）



【出展】千葉市「将来人口推計」

【注記】2020年の国勢調査結果を踏まえ、2070年までの将来人口を推計

イ 域内の産業構造

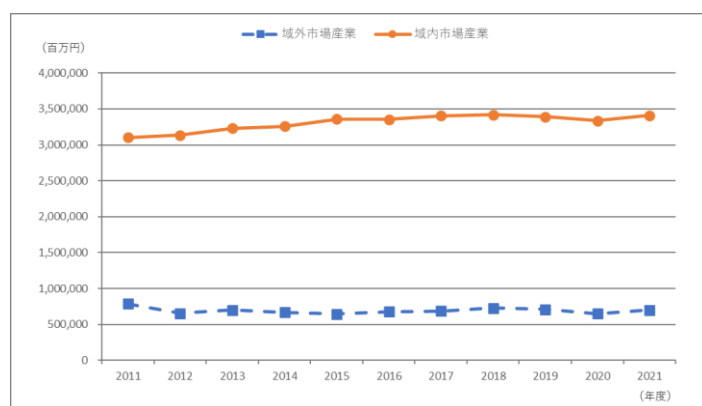
本市は、業務核都市の業務施設集積地区として県庁、裁判所、国関係機関をはじめとした行政機関や、大手企業の県内拠点等の商業施設が集積する「千葉都心地区」、情報・通信産業の業務・研究機能が集積するとともに、大手小売業や大手通販企業の本社機能が立地する「幕張新都心地区」を有している。また、鉄鋼・電力等の素材型工業が集積する「蘇我副都心地区」を含め、それぞれに特色ある産業が集積している。

産業分類別の状況について、製造業等の地域外を主な販売市場とする「域外市場産業」と、小売業等の地域内を主な販売市場とする「域内市場産業」に分類した場合、市内総生産額の指標で見ると域内市場産業が約80%を占めている。

◆産業別市内総生産額（実質）（出典：令和3年度 千葉市の市民経済計算）

(百万円)

		2011	2021
域外市場産業	農林水産業	6,580	3,406
	鉱業	20	0
	製造業	413,503	373,795
	卸売業	202,359	144,678
	情報通信業	163,382	177,622
	小計	785,844	699,501
域内市場産業	建設業	194,538	254,354
	電気・ガス・水道業	199,970	176,092
	小売業	185,148	158,443
	金融・保険業	168,147	236,397
	不動産業	757,382	866,750
	運輸業	207,562	167,822
	サービス業	1,391,624	1,548,384
	小計	3,104,370	3,408,242
合計		3,890,214	4,107,743



ウ 教育・研究・産業連携支援機関

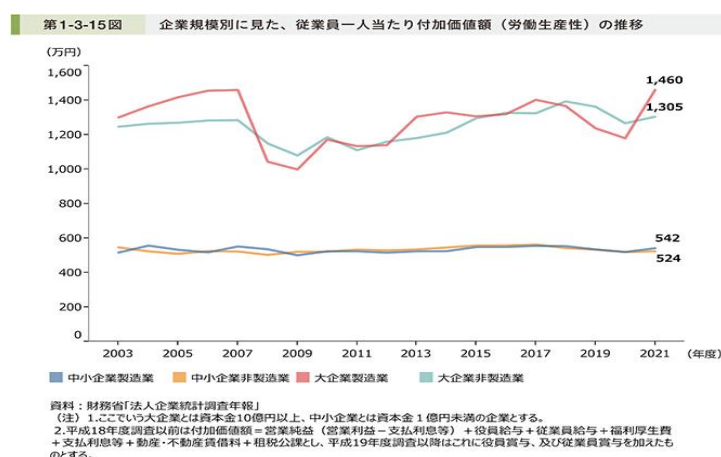
本市には、(公財) 千葉県産業振興センターや千葉県産業支援技術研究所、千葉商工会議所、(公財) 千葉市産業振興財団など、多くの産業支援機関が立地している。

また、市内には国立大学法人千葉大学や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所などの国、県、民間研究・教育機関、並びに千葉大亥鼻イノベーションプラザ及び千葉大学サイエンスパークセンターなど新事業・新技術の研究開発施設が立地し、産学連携や研究成果の事業化が進められている。

エ 中小企業の状況

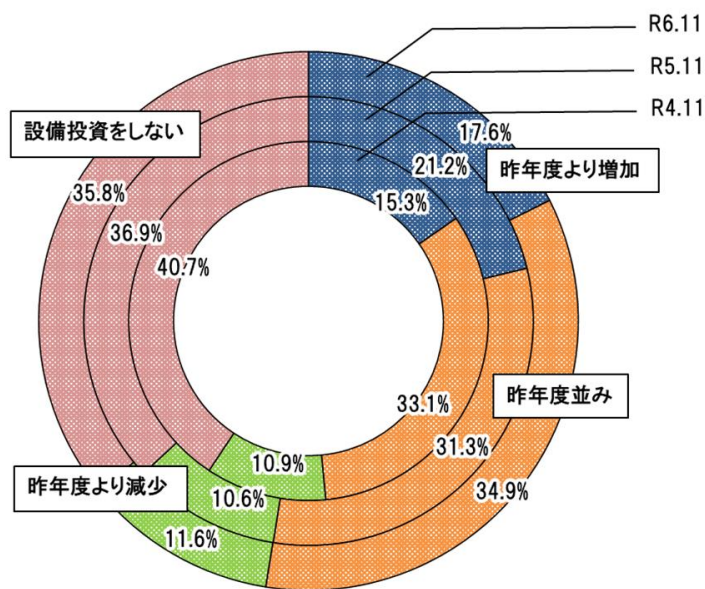
2023年版の中小企業白書において、従業員一人当たり付加価値額を確認すると、中小企業の労働生産性は製造業、非製造業共に2020年の新型コロナウイルス流行による落ち込みが見られる。2021年度においては、大企業製造業では大きく労働生産性を向上させている一方、大企業非製造業及び中小企業においては製造業・非製造業共に横ばいの傾向が続いている。

◆企業規模別従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)の推移（中小企業白書2023）



その中で、千葉商工会議所が法人会事業所を対象として行った調査によると、設備投資を行っていない企業が約 36%あり、今後、設備投資を行う余地のある事業者が多数存在していると思われる。

◆令和 5 年度と比較した場合の令和 6 年度の設備投資について
(千葉商工会議所景気動向調査 (令和 6 年 1 1 月調査結果))



(2) 目標

地域経済の労働生産性向上のため、認定支援機関等との共同により、年 50 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の先端設備等の導入を促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市域内の中小企業者が、設備投資を行いやすい環境を整えるため、本計画における対象区域は、本市全域とする。

(2) 対象業種・事業

多様な産業の労働生産性向上を目指すため、対象業種・事業は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組み等、雇用の維持・確保を妨げる取組みを行う者については「先端設備等導入計画」の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められる者については「先端設備等導入計画」認定の対象としない。
- ・ 本市税について、適正な申告及び納付を行っていない者については「先端設備等導入計画」認定の対象としない。
- ・ 本市が実施する、中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画に関する調査・報告に協力すること。